

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第 20 号

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「322円」を「331円」に、「454円」を「472円」に、「586円」を「613円」に、「718円」を「754円」に、「850円」を「895円」に、「981円」を「1,036円」に、「1,109円」を「1,177円」に、「1,190円」を「1,322円」に、「1,272円」を「1,468円」に、「1,354円」を「1,613円」に、「1,436円」を「1,759円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の規定の適用の日は、市長が別に定める。